

# おおむた 市営住宅だより

発行/大牟田市営住宅管理センター（指定管理者 株式会社モトムラ）

〒836-0843（大牟田市不知火町1丁目1番地8（JR 大牟田駅そば）

<https://www.omuta-shijyu.com>

TEL0944-41-0123 FAX0944-51-0661

第76号  
令和6年度冬号



発行日

令和7年1月15日

## シリーズ 団地の住まい方③

趣味の竹細工をきっかけに団地の住民さんとの繋がりを広げ、竹細工が「いきがい」と話される素敵なお方をご紹介いたします。



### いきがい

新地町住宅に引っ越して約2年になります。竹細工を通じてご近所との関りや知人も増えました。住民の皆さんのが私の名前を覚えてくださるきっかけになったことが大きな収穫です。日々目標を持ち取り組むことが大事だと感じています。今後も要望がある限り製作しますが、一緒に作業をするメンバーが増えることを願っています。今、私の竹細工はたくさんの皆さんにお褒めの言葉をいただき私の「いきがい」となっています。

### 竹細工を始めたきっかけ

58歳で腰を痛め仕事ができなくなり、兄より「お前は手先が器用だから趣味で竹細工でも始めたらどうんね」と助言があり始めるようになりました。新地町住宅に来てからは、毎日テレビを見ているだけでしたが、以前作っていた作品がきっかけで、「趣味を活かしながら住民さんと交流しましょうよ」と管理センターの人から声をかけていただき再開しました。

### 作品

竹細工というと皆さん編み込んだ物、例えば力ゴやざるなどを思われますが、私の作品は竹の柵を繋ぎ合わせ要所をデザイン加工したお盆や皿が主流です。作品によっては材料の竹を数種類組み合わせる時もあります。



御年80歳のMさん。とても手先が器用で、趣味を活かしながら団地での交流の幅を広げていらっしゃいます。竹の調達のため山へ行き、作品の形状に合せ竹を貼り合わせる作業を経てカッターで削り、ようやく作品が完成するそうです。Mさんと皆さんで楽しみながら竹細工作りに挑戦してみませんか。参加されたい方は、管理センターまでお電話ください。お電話お待ちしております。

## テーマ 共に見守り・支え合い、安心して住み続けられる市営住宅 「見守り・支え合いの仕組みづくり」

どこの住宅でも高齢者が多くなっており、日常の見守りや助け合いなど福祉的取組が求められています。

今回は、自治会や住民ができる活動に役立っていただけるように市内各地での見守り・支え合いの取組みや仕組みづくりの紹介、参加者がグループで各住宅の自治会での困りごととそれらの対応などの意見交換、福祉支援機関と参加者同士の交流を行いました。



当日は、各住宅の自治会役員・管理人関係者 34 名、ほか市福祉課総合相談・地域包括支援センター・介護事業所・保健センター等の行政・関係者 26 名、計 60 名参加がありました。

昨年より大幅に参加が増え、研修後のアンケートの回答でも、グループの意見交換を行い、他の住宅の取組みを聞くことができるなど「良かった」と 98%が答え好評で皆さん楽しそうにしてありました。

### 研修 「日常の生活の中での見守り・困ったときの対応のしかた」

#### 「見守りの仕組みづくり・支え合いマップ等のツールの紹介」

講師 山田 純一 氏 (大牟田市社会福祉協議会 地域福祉課 主査)

地域の見守りの目として民生委員と福祉委員の方が訪問や相談の活動を行っています。

重要になってくるのは、生活の身近での変化に気づき、声かけや関係者につなぐ地域の協力者(住民同士)であり、ちょっとした手助けがその方の助けや命を救うことにつながります。

### 1. 気がける ⇒例：見守り・訪問活動

- 地域で気になる方々(一人暮らし高齢者、障がいのある方等)に対して、声かけや訪問活動を通じて見守り活動を行います。  
定期的なサロンの開催なども有効な手段です。
- 定期的な訪問活動ができなくても、電気の消点灯や新聞・郵便物がたまたまになつてない等、家の外から気にかけるだけでも見守り活動の意義が十分あります。



### 2. 知らせる ⇒例：関係機関へつなぐ

活動を行っている中で

「あれっ？いつもと違うな」  
「この人、心配だな」



と気づいたときに、関係機関や関係者へつなぐ。  
小さな気付きが大きな事件・事故を防ぐことに！

16

### 活動事例紹介

#### 手鎌校区 黒崎団地の地域支え合いマップを活用した見守り

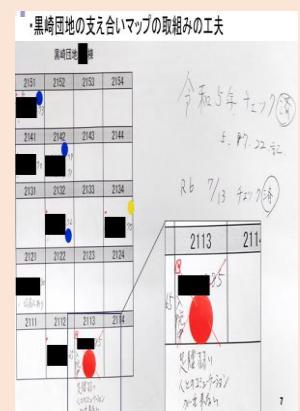
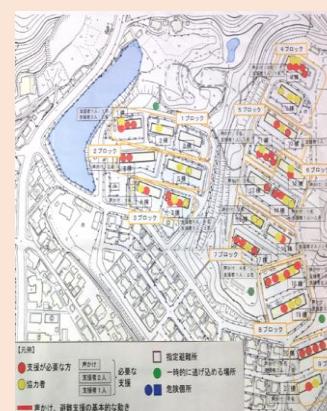
##### ・地域支え合いマップとは…



地域に潜む困りごとを地図上に落とし込むことで地域の困りごとを明らかにし、支援者間で適切に情報を共有することで、スムーズな問題解決につなげるためのツールの一つ。



かつては「向こう三軒両隣」の助け合いの精神があちこちに存在したが、今は薄れて久しい。そうした「助け合い」を再現し、サポートする側面もある。



見守り・支え合いの取組み・仕組みづくりは、自治会や住民を中心に、民生委員などの地域の活動者と地域包括支援センター、市営住宅管理センターなどで困ってある方の情報を共有して連携して取り組むことが大切になります。これから取り組みたい自治会は、市営住宅管理センターに相談ください。社会福祉協議会や地域包括支援センターなどと協力し支援します。

## グループ意見交換



### テーマ①「自分たちの住宅・自治会の困りごと・取組み」

参加者の皆さんのが住宅や自治会活動の困りごとや悩みを話していました。役員のなり手がない・駐車場などどこも同じような悩みであり、こんな取組みで改善したなど意見交換を行いました。皆さん初めは戸惑ってでしたが、うちとけ合い熱心に話されていました。

### テーマ②「見守り・支え合いの各住宅の取組み・やりたいこと」

各住宅での見守り・支え合いなどの福祉的な取組みの紹介、各住宅の日ごろの共同作業やサロンなどの活動を通じて、皆さんが工夫されて取組まれていることの話が聞けて有意義でした。

#### 取組み事例

- ・高齢者は、共益費の受渡を訪問し、顔を見て元気なのかの見守りを兼ねて行っている。
- ・毎月の掃除・除草では、参加者の健康具合に気がけ、欠席者は訪問し元気なのか確認している。また高齢者や車いすの方は見ているだけでもいいので顔も出してもらっている。
- ・自治会の役員として、棟別に「福祉支え合い員」を選出して、協力者と助け合っている。
- ・単身世帯は、玄関ドアの裏に緊急連絡先・かかりつけ医・介護事業所の連絡先を貼ってもらい、緊急時の対応を支援している。



### ごみ・資源物の搬出が困難な方は福祉収集の制度があります

市環境業務課では、家庭から排出場所へ持ち出すことが困難な高齢者、障害者などを玄関先で収集する「ごみ排出支援」を行っています。

#### 対象者

階段等で遠く、ごみ置き場へごみ等を持ち出すことが困難で、地域や同居者、親族等の協力が得られない、次のいずれかに該当する65歳以上の高齢者または障害者のみの世帯。

- 介護保険の認定を受け、かつホームヘルプサービスを利用している人。
- 身体障害者手帳の交付を受け、1級、2級に該当する人。
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級に該当する人。

#### 手続き

希望者は「福祉収集に関する申請書」を環境業務課(問合せ先 0944-41-2723)へ申請する。後日、担当職員が自宅を訪問し、状況を確認されます。

## 認知症研修会 案内

### 「認知症どんな病気？ どんな症状が認知症なの？ 認知症の方の対応はどうするの？」

今回、要望があつた認知症についての研修会を開催します。  
関心がある自治会役員や住民の方など誰でも参加できます。

- 認知症とは(認知症専門医 社会医療法人親仁会 田中清貴 理事長)
- 症状に応じた対応のしかた(認知症コーディネーター)

**とき 令和7年2月20日(木)13:30～  
ところ 大牟田文化会館 研修室1(3階)**

※受講されると「認知症サポーター」の認定が受けることができます。

**申込必要** 2月17日までに市営住宅管理センターへ連絡ください。0944-41-0123

【認知症・4つの種類と初期症状】	
アルツハイマー型認知症 認知症の約半数を占める	血管性認知症 脳血管障害が原因
 初期症状：物忘れなど	 初期症状：手足のしびれなど
レビー小体型認知症 早いと40歳ごろ発症	前頭側頭型認知症 難病にも指定
 初期症状：幻視、手の震えなど	 初期症状：社会性の欠如など

# 交通事故死の約2倍?!

## ヒートショック 冬の入浴中の事故に要注意！

体を温め、一日の疲れを癒してくれるお風呂。しかし、11月から4月にかけての寒い季節、入浴中に気温の差により血圧が急激に変動し気を失うなど、浴槽の中でおぼれる事故が多くなります。特に高齢者は注意が必要です。入浴中に溺れてなくなる方は、交通事故でなくなる方より多くなっています。どうしたら入浴中の事故を防げるのか。ポイントを紹介します。

- ① 入浴前に脱衣所や浴室を暖めておく
- ② 湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にする
- ③ 浴槽から急に立ち上がらない
- ④ 食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避ける
- ⑤ 入浴する前に家族にひと声かける



風呂場で倒れている人がいたら可能な範囲で対応しましょう。

- ・浴槽の栓を抜く。大声で助けを呼び、人を集めめる。
- ・入浴者を浴槽から出せるようあれば救出する。
- ・直ちに救急車を要請する。



出典：政府広報オンライン

## 修繕の費用負担について

### 入居者が負担する修繕

- ・軽微な修繕及び消耗部品の交換（例：排水管等の詰まり修理、戸車・蛇口のパッキン交換など）
- ・故意または過失による損傷（例：壁の穴、窓ガラスの破損など）

### 管理センター(市)が行う修繕

- ・建物の構造的な修繕（例：屋根の修理、外壁の補修など）
- ・自然災害による損傷（例：台風や地震による損傷など）

※詳しくは「市営住宅入居のしおり」をご確認ください。



### 修繕依頼No.1 排水管等の詰まり修理

修繕依頼で最も多いのは排水管等の詰まり修理です。

トイレの詰まりやお風呂場、流し台、洗面所の詰まりなどの修繕費用は入居者の負担となります。

**トイレ** トイレットペーパー以外のティッシュ・尿漏れパットなどや大量のトイレットペーパーを流さない。

**洗面所やお風呂場の排水口** 髪の毛をためない。

**台所の排水口** 油は流さない。鍋や食器の汚れは、できるだけ古い布や新聞紙でふき取ってから洗うなどを徹底してください。

特に冬場は油などが固まり、詰まりの原因となることがあります。